

**1 事業名**

所沢市生涯学習推進センター運営協議会条例の廃止

**2 事業の概要**

生涯学習推進センターが社会教育課に属する施設となつたことから、事務の見直しを行い、生涯学習推進センター運営協議会が行つてきた協議を社会教育委員会議において行うこととするため、所沢市生涯学習推進センター運営協議会を廃止するものである。

**3 他自治体の類似する政策等**

他の自治体においても、必要に応じ附属機関の見直しを行つてゐる。

**4 市民参加の実施の有無とその内容**

なし

**5 関係法令、基本計画との整合性**

教育基本法、社会教育法

**6 事業費及びその財源等**

なし

**7 その他**

添付資料

・新旧対照表

(委員報酬額の規定を削るため、所沢市非常勤の特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例を一部改正)

---

新

旧

---

## 議案第36号 所沢市生涯学習推進センター運営協議会条例を廃止する条例

◎所沢市非常勤の特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正（附則第2項関係）

別表第1（第2条関係）

行政委員会及び附属機関の委員等

職名及び区分	報酬額	
略		
社会教育委員	日額	7,900円
公民館運営審議会委員	日額	7,900円
略		

別表第1（第2条関係）

行政委員会及び附属機関の委員等

職名及び区分	報酬額	
略		
社会教育委員	日額	7,900円
<u>生涯学習推進センター運営協議会 委員</u>	<u>日額</u>	<u>7,900円</u>
公民館運営審議会委員	日額	7,900円
略		